

議案第六十四号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

12 平成十六年度に退職する職員のうち杉並区職員の定年等に関する条例第三条に規定する定年が年齢六十年であつて、任命権者が別に定めるものの退職手当の算定にあつては、第九条の二の規定中「百分の二」とあるのは「百分の三」として、同条の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成十六年度の定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置を設ける必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>1 11 略</p> <p>附 則</p> <p>12 平成十六年度に退職する職員のうち杉並区職員の定年等に関する条例第三条に規定する定年が年齢六十年であつて、任命権者が別に定めるものの退職手当の算定にあつては、第九条の二の規定中「百分の二」とあるのは「百分の三」として、同条の規定を適用する。</p>	<p>1 11 略</p> <p>附 則</p>